

兵庫県公報

平成20年10月24日 金曜日 第 2025 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	1
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認(水産課).....	2
保安林の指定予定(豊かな森づくり課).....	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	3
建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	6
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	6
中播都市計画下水道事業たつの市公共下水道の事業計画の変更認可(下水道課).....	7
阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等に係る説明会及び公聴会の開催(都市計画課).....	7
神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等に係る説明会及び公聴会の開催(同).....	25
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	44
大規模小売店舗の新設に関する届出(淡路県民局).....	45
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	46
企業庁公告	
浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザルの実施.....	47

告 示

兵庫県告示第1060号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 太木里土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 倭 雄	豊岡市但東町太田243番地の1
同	長谷川 進	同 市但東町東里239番地
同	坪 木 隆 晴	同 市但東町太田156番地の1
同	澤 田 利 夫	同 市但東町太田215番地
同	京 川 修 三	同 市但東町木村408番地
同	梓 野 光 明	同 市但東町木村504番地
監 事	大 橋 正 吾	同 市但東町東里73番地1
同	森 戸 清 高	同 市但東町木村505番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	澤 田 倭 雄	豊岡市但東町太田243番地の1
同	長谷川 進	同 市但東町東里239番地
同	坪 木 隆 晴	同 市但東町太田156番地の1
同	澤 田 利 夫	同 市但東町太田215番地
同	京 川 修 三	同 市但東町木村408番地

同	梓 野 光 明	同	市但東町木村504番地
同	箴 部 勇 夫	同	市但東町東里92番地
監 事	大 橋 正 吾	同	市但東町東里73番地 1
同	森 戸 清 高	同	市但東町木村505番地

2 金会土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	稲 富 功 史	三木市吉川町金会423番地
同	山 田 晴 耕	同 市吉川町金会431番地
同	桐 畑 修	同 市吉川町金会248番地の 2
同	井 藤 義 治	同 市吉川町金会565番地
同	岩 崎 道 廣	同 市吉川町金会250番地
同	岩 崎 裕 一	同 市吉川町金会25番地
監 事	岩 崎 正 昭	同 市吉川町金会279番地の 1
同	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 晴 耕	三木市吉川町金会431番地
同	岩 崎 道 廣	同 市吉川町金会250番地
同	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の 2
同	井 藤 義 治	同 市吉川町金会565番地
同	品 脇 徹	同 市吉川町金会500番地の 1
同	品 脇 道 尋	同 市吉川町金会414番地
監 事	桐 畑 修	同 市吉川町金会248番地の 2
同	稲 富 功 史	同 市吉川町金会423番地

兵庫県告示第1061号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
船城土地改良区	平成20年10月 9 日
西芦田口塩久土地改良区	同 上

兵庫県告示第1062号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
江井加入区	平成20年10月 1 日
尾崎加入区	同 上

兵庫県告示第1063号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
姫路市夢前町山之内字子リキ庚147の7から庚147の11まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字子リキ庚147の7・庚147の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1064号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社東芝姫路工場
姫路市余部区上余部50番地
工場長 張 替 誠
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社東芝姫路工場太子分工場
揖保郡太子町鷗300番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 3)		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
能 力	ウエハー 3,500枚/日		ウエハー 720枚/日		石英部品 18個/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日		同 左		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~6	4~6	9~10	9~10	4~6	4~6
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	10	10	20	6	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7	10	15	20	7	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	3	5	5	10	3	5
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	18	23	75	94	1,800	2,200
	りん含有 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	-	-
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	30	37	-	-	6,200	7,700
	7-β-D-グルコピルリド (単位 mg/L)	18	23	75	95	1,800	2,200
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	50	50	0.2	0.2	2	2

65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 5)		63号水 廃ガス洗浄施設	
配管部品 4本/日		ウエハー 70ロット/日		200m ³ /分	
同左		同左		同左	
同左		同左		同左	
同左		同左		同左	
同左		同左		同左	
同左		同左		同左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
4~6	4~6	9~11	9~11	4~6	4~6
6	10	10	20	5	8
7	10	10	20	7	10
3	5	5	8	5	8
430	540	493	616	3	5
-	-	-	-	4	6
1,600	2,000	-	-	8	10
430	540	493	616	3	5
1	1	0.7	0.7	8.6	8.6

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等を再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月24日から同年11月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理水質課及び揖保郡太子町生活環境課

兵庫県告示第1065号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成20年10月6日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 岡田組建設株式会社
 主たる営業所の所在地 姫路市香寺町溝口268番地の1
 代表者の氏名 谷口 豊
 許可番号 兵庫県知事許可(般-19)第457309号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
 (土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業)

4 処分の原因となった事実

岡田組建設株式会社は、平成17年8月5日付け建築一式工事の追加申請の許可申請書並びに役員の変更及び本店所在地の変更届書の提出にあたり、同社代表取締役が、貸金業法違反により懲役刑を受け執行猶予期間中であり、このことが建設業法第8条第7号の欠格要件に該当しているにもかかわらず、虚偽の記載を行い、同月30日、不正に許可を取得した。

また、同社は、平成19年4月27日付け業種一本化の更新許可申請書の提出にあたり、上記の虚偽申請の事実を秘匿し、同年5月20日、許可を取得した。

このことは、建設業法第29条第1項5号に該当する。

同社代表取締役は、平成20年7月18日、姫路簡易裁判所において、許可の虚偽申請をしたことによって、建設業法第50条の規定により罰金刑30万円の略式命令を受け、同年8月2日、その刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

加えて、同社代表取締役は、建設業法第7条第3号の規定に抵触している。

このことは、建設業法第29条第1項第6号に該当する。

兵庫県告示第1066号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月24日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 三木穴粟線	加西市北条町北条字溝川41番3から	旧	20.0から	194.0	予定地
	同 市北条町北条字馬橋337番1まで		40.0まで		
	加西市北条町北条字馬橋337番1から		15.0から	418.0	
	同 市北条町北条字曾根499番まで		32.0まで		
加西市北条町北条字溝川41番3から	新	15.0から	612.0	一部 予定地	
同 市北条町北条字曾根499番まで		40.0まで			

兵庫県告示第1067号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、中播都市計画下水道事業（昭和47年兵庫県告示第1703号、昭和59年兵庫県告示第1731号、昭和61年兵庫県告示第36号及び平成元年兵庫県告示第63号）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

たつの市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画下水道事業たつの市公共下水道

3 事業施行期間

昭和47年11月14日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年4月12日兵庫県告示第517号の事業地にたつの市揖保川町正條字正條前、字井垂及び字榎ヶ坪、揖保川町山津屋字長田及び字早瀬、御津町苅屋字神子田、字中ノ田及び字菰田並びに御津町室津字2町目の一部地内を追加する。

(2) 使用の部分

平成17年4月12日兵庫県告示第517号の事業地にたつの市新宮町新宮字山根、字境田、字西町、字新田山下、字裏町、字横枕及び字池ノ端、新宮町井野原字西畑、新宮町馬立字井戸、字鬼河原、字小斎子、字古垣内及び字加斎、新宮町中野庄字天神及び字中溝、新宮町下野田字天満及び字東大佐、新宮町船渡字北垣内及び字新田、新宮町吉島字荒神成、字狸石、字山ノ神、字石ヶ坪、字沖田及び字大森、新宮町下野字大森、字中道及び字砂田、御津町苅屋字菰田、字裏ノ田、字白屋、字松ノ木新田及び字大新田並びに揖保川町正條字正條前、字投ノ内及び字榎ヶ坪の一部地内を追加する。

兵庫県告示第1068号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり、阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、阪神間都市計画区域区分の変更、阪神間都市計画用途地域の変更、阪神間都市計画都市再開発の方針の変更、阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定並びに阪神間都市計画防災街区整備方針の変更に係る説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、都市計画に関する公聴会開催規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ、県民だよりひょうご及び神戸新聞にも掲載する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時、場所等

都市計画区域名 阪神間都市計画区域

対象市町 三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡猪名川町

日 時 平成20年11月13日（木） 午後1時30分から

(説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。)

場 所 宝塚市西公民館 宝塚市小林 2 丁目 7 番30号 電話 (0799) 77 - 1200
(収容人員 (80人) を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

2 議長

兵庫県知事が指名する者

3 素案の閲覧期間

平成20年10月24日 (金) から同年11月13日 (木) まで

4 素案の公述申出書提出期間

平成20年10月24日 (金) から同年11月 3 日 (月) まで

5 素案の概要

- (1) 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
別記 1 のとおり
- (2) 阪神間都市計画区域区分の変更及び阪神間都市計画用途地域の変更
別記 2 及び別図のとおり
- (3) 阪神間都市計画都市再開発の方針の変更
別記 3 のとおり
- (4) 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定
別記 4 のとおり
- (5) 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更
別記 5 のとおり

6 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、三田市都市整備部計画室都市計画課、芦屋市都市環境部都市計画課、西宮市都市局都市計画部景観まちづくりグループ、尼崎市都市整備局計画部都市計画課、伊丹市都市創造部都市整備室都市計画課、宝塚市都市産業活力部都市創造室都市計画デザイン課、川西市まちづくり部まちづくり推進室都市計画課及び川辺郡猪名川町建設部都市整備課

なお、素案は、兵庫県のホームページ (http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21_000000128.html) においても掲示する。

7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者 (阪神間都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人に限る。) は、上記の公述申出書提出期間内に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を、〒650-8567神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

8 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会は、これを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

9 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

電話 (078) 341 - 7711 内線4649・4656

別記 1

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第 6 条の 2 に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。) は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

阪神間都市計画区域マスタープランは、一体の都市を形成する阪神間 7 市 1 町について、21世紀兵庫長

期ビジョンの地域ビジョンである「阪神地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、阪神間都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び阪神地域編）を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

阪神間都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
阪神間都市計画区域	三田市	行政区域の全域	113.6
	芦屋市	行政区域の全域	90.6
	西宮市	行政区域の全域	465.3
	尼崎市	行政区域の全域	462.6
	伊丹市	行政区域の全域	192.3
	宝塚市	行政区域の全域	219.9
	川西市	行政区域の全域	157.7
	猪名川町	行政区域の全域	30.0

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つの都市づくりの目標に基づき都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。また、バリアフリーを進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎや潤いを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担のもと徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交

通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り防犯に配慮した都市づくりを目指す。さらに、震災の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域は、大都市である大阪と神戸に隣接し、六甲山系、長尾山系、北摂連山、猪名川・武庫川、大阪湾などの豊かな自然に恵まれた都市環境を形成する中で、「阪神間モダニズム」に代表される伝統ある独自の市民文化と先進的なものづくり産業を育ててきた。こうした地域の特性を生かし、良好な都市環境を維持育成しつつ、環境と調和した活力あふれる都市づくりを目指す。

(7) 既成市街地再生のためのネットワークづくり

兵庫の東の玄関口にふさわしい、魅力とにぎわいのある市街地の再生と形成を目指し、既に整備された商業・業務、芸術、文化、教育、医療、産業等の都市機能の充実を図り、東西に比べて整備の遅れている南北幹線の機能強化等により道路・公共交通ネットワークを強化し、地域内の各都市の連携を強化する。

(4) 阪神らしい良好な居住環境の形成

大都市である大阪や神戸に隣接し、自然環境にも恵まれた有利な立地条件とこれまで培ってきた都市環境を維持育成することで、更に快適で潤いのある住宅地の形成を目指す。

また、既成市街地については、密集市街地の改善や都市の基盤整備を推進し、昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大にともなって開発された住宅地等については、利便性、安全性や魅力の向上に努め、住みやすく、親しみの持てる居住環境の形成を目指す。

(7) 自然や歴史・文化などの地域資源と調和した都市づくり

自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源が身近に備わった都市環境を実現する都市づくりを目指す。

環境の保全・創造については、広域連携に取り組むこととする。南部においては、水と緑の確保と創出を図りながら、雨水や地下水、河川水等の総合的な管理を進め、水資源の循環活用を推進し、北部においては、豊かな自然資源を生かした、自然環境の保全、環境学習拠点の形成を図る。

また、文教施設が数多く立地するという各都市の特色を生かし、阪神間ならではの風格のある都市づくりを目指す。

これらにより、魅力的な景観を創造し、都市機能と自然や歴史・文化とが調和した阪神らしい潤いのある都市環境を目指す。

(I) 安全で安心な都市づくり

本都市計画区域では、近い将来予測されている東南海・南海地震の津波による被害、豪雨などにより生じるおそれのある六甲山系、長尾山系、北摂連山周辺における土砂災害の被害などを最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

また、密集市街地などでは、地震による建築物の倒壊や地震に起因する火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶと考えられるため、建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化などに配慮した土地利用を図り、都市全体の不燃火・耐震化を進める。

イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらをつなぐ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえ、都市機能の拡散を極力抑制し、既存ストックを中心とした都市機能が集約された「拠点」の機能強化、「連携軸」の強化、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指すことを基本とする。

(7) 拠点

a 都市拠点

尼崎市においては、JR尼崎駅周辺、JR立花駅周辺、阪神尼崎駅周辺、阪急塚口駅周辺を、西宮市においては、西宮駅（JR～阪神）周辺、阪急西宮北口駅周辺を、芦屋市においては、JR芦屋駅周辺を、伊丹市においては、伊丹駅（JR～阪急）周辺を、宝塚市においては、JR・阪急宝塚駅周辺、阪急宝塚南口駅周辺を、川西市においては、JR川西池田駅、阪急・能勢電川西能勢口駅周辺を、三田市においては、JR・神鉄三田駅周辺を、猪名川町においては、猪名川パークタウン地区をそれぞれ都市拠点と位置付け、商業・業務・芸術・文化・娯楽などの機能の集積を図るとともに、それぞれ質の高い都市空間の整備と都市魅力の向上を図る。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応して、コミュニティレベルでの商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(f) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えて広域的な人の移動や物流を支える交通の軸を広域連携軸と位置付け、隣接する神戸地域、大阪府等との連携を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

都市を特色づける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、猪名川、武庫川、臨海部などの水辺空間、六甲山系、長尾山系、北摂連山などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域は、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であり、区域区分を行うことが都市計画法第7条第1項第1号口において定められており、また、秩序あるまちづくりを進める必要があることから、本都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	1,732千人	おおむね 1,770千人
市街化区域内人口	1,687千人	おおむね 1,727千人

なお、平成27年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年

生産規模	製造品出荷額等	28,487億円		35,713億円	
	商品販売額	25,157億円		26,648億円	
就業構造	第1次産業	5.8千人	0.7%	4.7千人	0.5%
	第2次産業	215.8千人	27.3%	206.5千人	21.9%
	第3次産業	569.3千人	72.0%	730.8千人	77.6%

(注) 商品販売額は平成16年のデータ

ウ 市街化区域のおおむねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
市街化区域面積	おおむね 20,438ha	おおむね 20,425ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適、安全に安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既存市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、住宅地の再生、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

また、六甲山系、長尾山系の山麓部に広がる住宅地については、利便性に配慮しながら自然環境の保全に留意する。

さらに、豊かな自然が残る北部では、自然環境の保全・活用を図り都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、集落の活力低下を防ぐために必要に応じて弾力的な土地利用規制を行うとともに新市街地の持続的な住環境の向上を図る。

イ 主要用途の配置の方針

(7) 住宅地

住宅地については、駅周辺では中高層を中心とした住宅地、郊外の丘陵部では低層を中心とした住宅地とするなど、利便性及び快適性をはじめとした様々なニーズに対応できる配置とし、現況及び動向等も勘案しつつ、地区の特性に応じた用途地域の指定を行う。

また、防犯、コミュニティ維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住環境の保全を図る。特に、密集住宅市街地の居住環境の改善や道路等の公共施設の整備を進めるとともに、高容積率を利用した高層マンションの立地が見込まれる地域では、景観にも配慮した良好な居住環境を確保し、適切な土地利用を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。また、生活利便施設等の立地に配慮するなど、身近な生活圏の形成にも努める。

昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大にともなって開発された地域については、地域コミュニティの維持・再生のため、利便性、安全性の向上や都市の魅力化に努め、住宅地の再整備を推進する。

(1) 商業・業務地

商業・業務地は、都市構造を勘案し、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。なお、周辺との環境調和、既存商店街及び郊外型商業施設との役割分担等に留意し、適切な密度の指定に努める。南部市街地は比較的高密度とし、その他の市街地は中低密度とする。

ターミナル周辺の高密度な土地利用を図る地区は、ＪＲ尼崎駅、阪急西宮北口駅、ＪＲ・阪急宝塚駅、ＪＲ川西池田駅、阪急・能勢電川西能勢口駅、ＪＲ・阪急伊丹駅等の周辺とする。

また、幹線道路沿道においては、背後地における住環境の保全に留意し、適切な場所に商業地を配置する。

さらに、都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設の立地誘導については、隣接する神戸・丹波地域や大阪府下の地域を含めた広域的な観点から行う。

その際には、『『広域商業ゾーン』『地域商業ゾーン』の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について(阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム)』に基づき、主要鉄道駅周辺などへの大規模集客施設の立地誘導を図るとともに、郊外部の幹線道路沿線への立地抑制を図る。また、立地誘導・抑制に当たっては、周辺道路の交通量の変化その他都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、用途地域のほか特別用途地区、地区計画、県条例や市町条例等の活用を図る。

(9) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺等に配置し、土地利用の現況及び動向等に応じて、適切な用途地域や特別用途地区等の指定に努める。

また、土地利用を明確にするため、周辺の住環境との調和を図りながら地区特性に応じた規制誘導を行う。阪神工業地帯の一角を占める臨海部の土地利用は、産業構造や社会経済情勢の変化への適切な対応に努め、新規産業の導入、既存産業の活性化を促進するとともに、土地利用転換後の工場跡地等の緑化も考慮するなど都市環境の改善に努める。

なお、工場敷地内の緑地の確保については、周辺の状況に対応した弾力的な整備を図る。

さらに、産業構造の変化により住宅や商業施設との用途混在が生じている地域においては、周辺の土地利用に配慮した適切な土地利用への誘導を図る。

(1) 流通業務地

阪神流通センターなどの流通業務地にあつては、中心市街地及びその周辺への流通業務施設の集中による都市機能の低下と自動車交通の渋滞を緩和するため、産業環境の保全に努め、周辺環境に配慮しながら適切な流通業務施設の立地を図る。

ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

幹線道路沿道における土地利用については、背後地における住環境の保全に留意するとともに交通渋滞の原因となる大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となったプロジェクトについては、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

生産緑地やその他の市街化区域における農地及び寺社林などの貴重な緑地については、良好な都市環境の形成及び防災上の観点から保全に努める。

国道43号沿道においては、騒音に強い沿道環境に配慮した街並み形成を図る。

エ 市街化調整区域の土地利用の方針

(7) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域と都市的な整備を図る地域との調和に配慮した土地利用を図る。

北部における都市近郊農業の農地を保全するとともに都市部との連携を強化して地産地消を進め、農業振興と環境負荷の低減を図る。

(4) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、土石流、がけ崩れなどの災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や必要な災害防止のための施策を講じる。

(9) 貴重な自然環境の保全

本都市計画区域は六甲山や武庫川など都市近郊における貴重な自然が多く残っており、都市住民の憩いや健康的な生活に寄与している。今後もこうした貴重な自然環境を保全するため、土地利用の規制誘導や自然景観の形成に努める。

(1) 秩序ある土地利用の実現

市街化調整区域では、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる活力低下を防止するため、地域の活性化につながる施設等の立地が求められている。

このため、市街化調整区域で、相当程度公共施設整備が行われている区域等については、自然環境、

農業の生産条件及び地区のまちづくり方針・計画などを考慮しつつ、特別指定区域等の開発許可制度を適宜運用することにより、地域の実情にあわせて新規居住者等の住宅や産業施設の立地が可能な区域を位置付け、適切な土地利用を図る。

(1) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する区域は、市町の土地利用計画等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が確実に行われる必要最低限の区域とする。

また、土地需要の高まりが著しく、今後、計画的な整備・開発が見込まれる区域については、都市政策上の観点も踏まえて当該区域の都市計画区域における位置付けを考慮し、市街化区域への編入の必要性の検討を適宜行い、編入すべき区域については、市町の土地利用計画等に位置付け、農林漁業等との調整を図った上で編入することとする。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力を有効活用するとともに、猪名川、武庫川や六甲山系、長尾山系、北摂連山、大阪湾など都市近郊に残された貴重な自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場として保全するとともに、多様な生物の生息を確保する緑地の創出を図る。さらに、大規模災害への備えやヒートアイランドの抑制、生態系への配慮などについて、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な観点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における配置、整備の方針

猪名川、武庫川や六甲山系、北摂連山は本都市計画区域を代表する水と緑の連携軸として、また、臨海部に残る自然海岸や芦屋川等市街地を流れる河川、昆陽池、知明湖（一庫ダム湖）等の主要な水面は地域の個性を生み出す緑地として位置付け、それらの貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地や社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組むほか、これまでの都市づくりの過程で失われてきた美しい海や砂浜についても、水質の改善やなぎさの再生に努める。

(4) レクリエーションの観点における配置、整備の方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

海岸や河川など親水性のある水辺空間においては、適正な管理を行いながら、住民が日常生活において身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

(7) 防災の観点における配置、整備の方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(1) 景観形成の観点における配置、整備の方針

地域を代表する自然景観を形成する都市をとりまく森林や丘陵地のほか、地域の歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、国土軸上に位置し、大阪と神戸の間にあることから、東西方向を主体とした大きな交通流動があり、幹線道路においては慢性的な交通渋滞が発生している。一方、南北方向の交通流動についても、近年の北部地域の市街化の進展や開発に伴い増加しているが、鉄道、道路は東西方向に比べて機能が弱く、各都市拠点間の移動や効率的な産業活動を支えるための機能の強化や利便性の向上が必要である。

このため、本都市計画区域の今後の交通需要に対応し区域内外のアクセス向上を図るとともに、区域の交流拡大、発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築する。

また、持続可能で環境負荷を低減した都市構造への転換を図るとともに、ユニバーサル社会に対応した交通ネットワークを形成するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、まちづくりの方向性の見直しに伴い、都市計画道路の配置、規模等を検証し、必要に応じて

計画変更を行い、効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域幹線道路から区画道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

また、整備に際しては、無電柱化や緑化による景観の向上や低騒音舗装による環境負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、全ての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

これらの整備に合わせ、鉄道駅や空港、主要公共施設等を結ぶ基幹バス路線や地域を南北に結ぶバス路線の充実など、公共交通の利便性を高める。

a 自動車専用道路

広域的な人の移動や物流を支える広域幹線道路ネットワークをより強化するとともに、緊急時における高速性・代替性を確保するため、新名神高速道路の整備及び名神湾岸連絡線の具体化に向けた取り組みを進めるなど自動車専用道路の整備・計画の促進を図る。

b 主要幹線道路、幹線道路

周辺地域との連携促進や物流拠点、工業地へのアクセス性の更なる向上のため、国道176号、(主)尼崎宝塚線等の南北方向の整備を進め、主要幹線道路網の形成を図る。

また、広域幹線道路への利便性の向上を図るため、インターチェンジと市街地を結ぶ(主)三田西インター線、(一)川西インター線等アクセス道路の整備を進める。

さらに、地域の円滑で安全な交通を確保するため、山手幹線などの整備を進めるとともに、慢性的な渋滞箇所における右折車線の設置や狭小幅員区間の対策等を重点的に進める。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するための補助幹線道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

また、安全で快適なまちづくりを目指し、高齢者・障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい歩行空間の確保のため、コミュニティ道路等の整備や歩道のバリアフリー化を進める。

d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において鉄道・バス・タクシーなど交通機関相互の乗換えの利便性の向上や、JR芦屋駅等において駅前広場の整備を進める。

e 鉄道との立体交差

踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消を図るため、高齢者・障害のある人だけでなく誰もが利用しやすい駅舎の整備などと合わせて、阪神本線(西宮市・鳴尾)等において連続立体交差事業等を推進する。

(1) 鉄道

北神・北摂地域と神戸都心部を連絡する神戸電鉄三田線の複線・高速化等により、阪神地域の高密度な鉄道網の更なる利便性の向上を図るとともに、駅舎の橋上化やバリアフリー化を促進し鉄道の利用促進を目指す。

また、国内線の基幹空港である大阪国際空港へのアクセス向上を図るため、大阪国際空港広域レールアクセス整備構想の検討を進める。

(2) 駐車場

交通手段の結節性の機能強化や公共交通の利用促進を目指し、市街地外縁部や郊外の鉄道駅周辺等への駐車場の計画的な配置を図る。鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努める。

(3) 空港

関西国際空港と大阪国際空港、神戸空港の関西3空港は、増大する関西の航空需要に対応していくため、各空港の特性と機能を生かしつつ、利用者利便の向上に向けた最適運用を図る必要がある。

中でも、大阪都市圏に近接する大阪国際空港は、将来にわたり重要な役割を果たす高速交通拠点であり、引き続き空港環境対策、空港周辺地域の活性化対策を推進する。

(4) 港湾(海上交通)

重要港湾である尼崎西宮芦屋港について、地域の産業を支えるため、阪神間の物流拠点として整備する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場、レクリエーションの場、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減や防災の観点から都市公園、緑地の整備や敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等により都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備により海や河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組みなどにより、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

身近で手軽なレクリエーション施設、環境学習拠点、自然とのふれあいの場としての公園や緑地をより快適に利用してもらえよう、その整備及び機能の充実を進め、ヒートアイランド対策や周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

尼崎市の臨海地域においては「尼崎21世紀の森構想」の実現に向けて魅力と活力あるまちを再生し、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境の創出を推進する。

(4) 下水道・河川

海や河川などの公共水域の水質改善を目的とした下水道の高度処理化や汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善対策を進めるとともに、都市の浸水安全度を高めるため雨天時の浸水対策を進める。

河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進めるとともに、流域全体で流出を抑制する総合治水対策による治水安全度の向上を図る。

また、六甲山系南側の河川など急激な水位の上昇がみられる河川については、河川利用者がよりの確に安全確保の判断ができるよう情報提供を図る。

なお、整備に長時間を要する河川については、段階的に治水安全度の向上を図る。

さらに、河川や水路、公園・緑地、河川緑地その他都市の緑など都市の自然を保全整備し、水と緑のネットワークを形成し、都市環境の改善を推進する。

(7) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

また、パークアンドライドなど自動車利用抑制などにより、省エネルギーの推進、都市の環境に与える負荷を軽減する。

さらに、尼崎運河を再生し、魅力を高めるための施設整備を推進するとともに、利便施設等の立地方策の具体化を図る。

廃棄物処理施設の整備を進める際には、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき周辺土地利用アクセス等に配慮して適正な立地を誘導するとともに、資源の再利用など循環型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき区域や都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある区域において市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

特に、中心市街地において、都市機能の集積や住宅整備等により都市の活性化と利便性の向上を促進する。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備や良好な環境を形成するた

め、適正な土地利用を誘導する既成市街地周辺部については、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとよりこれまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の不燃化や耐震化をはじめ、都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、近い将来危険視されている東南海・南海地震については、津波による被害などが予測されていることから、隣接する大阪府下の地域などとも相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、国道43号等を軸とした広域防災帯や、甲子園浜海浜公園等の広域防災拠点を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、電線類の地中化を図るなど、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する整備を進める。

(4) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地においては、建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などにも努め、災害に強いまちづくりを推進する。特に公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

また、六甲山系の市街地に面する斜面においては、土砂災害を防止し、安全な生活環境を保全するとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境の保全や景観の保全、創出を図ることを目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等により、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面に一連の樹林地を整備する。

(1) 治水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、河川氾濫対策に加え内水対策並びに低地浸水対策として河川の整備を推進するとともに、流域での対策や下水道との連携を含めた総合的な治水対策を進め、安全なまちづくりに取り組む。

また、臨海部においては、高潮による被害や東南海・南海地震などの発生に伴う津波の被害を最小限に抑えるとともに被害の拡大を防止するため、適切な対策を講じる。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりを誘導していくため、各地区の特性を踏まえつつ、景観計画の策定や景

観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努めるなど、各市町において、それぞれの地域特性に応じた良好な景観を保全し又は創造する。

このため、景観に配慮した公共事業の実施、民間の建築行為に対する誘導、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成等の施策を総合的に実施する。

イ 景観形成の方針

六甲山系、長尾山系、北摂連山など阪神間のまちなみの背景となる緑の風景を保全する。

また、武庫川、猪名川などの河川流域や臨海部では、美しい水辺の景観の保全を図るとともに、「尼崎21世紀の森」や「なぎさ街道」の取組みなどの景観再生の取組を推進する。

さらに、市街地では、旧西国街道沿いの歴史や阪神間モダニズム文化などの背景を活かし、地区ごとの特性に応じて住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の形成を図る。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 土地利用に関する整備目標

中心市街地活性化基本計画に認定された尼崎市、伊丹市、宝塚市の区域等においては各種事業を通じて、中心市街地にふさわしい良好な土地利用の誘導を図る。

また、尼崎東海岸沖地区(101.6ヘクタール)については、計画的な市街地整備が見込まれる区域として、主に工業地としての整備を図る。

(2) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・駅前広場
- ・鉄道との立体交差

イ 鉄道

ウ 港湾（海上交通）

(3) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園・緑地等

イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道・河川

ウ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

(4) 市街地整備に関する目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

(5) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

(6) 景観形成に関する目標

ア 景観形成事業

別記2

阪神間都市計画区域区分の変更及び阪神間都市計画用途地域の変更

1 阪神間都市計画区域区分の変更

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおりである。

2 阪神間都市計画用途地域の変更

変更する地区の名称、変更概要は、別表のとおりである。

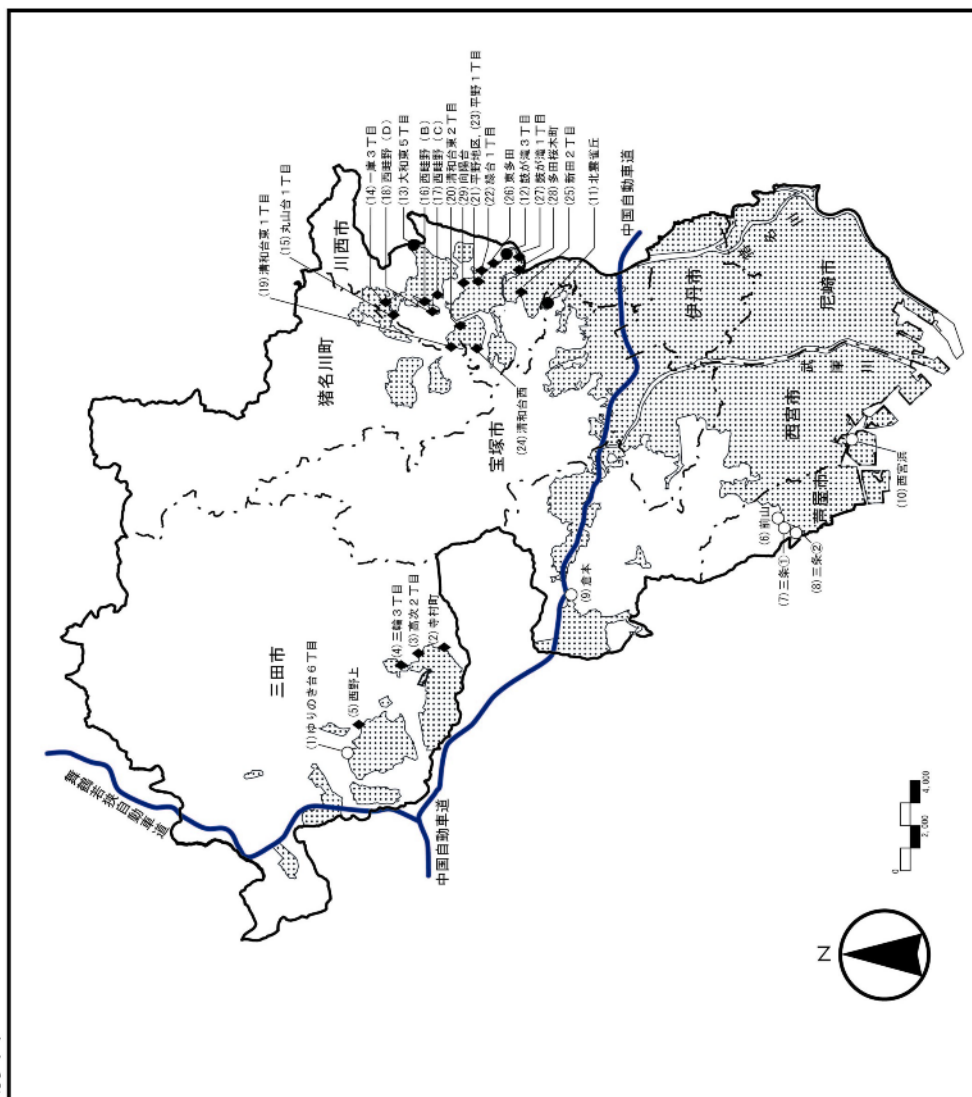
別表

市町名	番号	地区の名称	区域区分の変更概要	用途地域の変更概要

三田市	(1)	ゆりのき台 6 丁目	市街化調整区域に編入	用途地域を廃止
	(2)	寺村町	市街化区域の境界を調整	市街化区域の境界調整に伴い用途地域を指定又は廃止
	(3)	高次 2 丁目	同 上	同 上
	(4)	三輪 3 丁目	同 上	同 上
	(5)	西野上	同 上	同 上
芦屋市	(6)	前山	市街化調整区域に編入	用途地域を廃止
	(7)	三条	同 上	同 上
	(8)	三条	同 上	同 上
西宮市	(9)	倉本	同 上	同 上
			変更なし	第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更
	(10)	西宮浜	市街化調整区域に編入	用途地域を廃止
宝塚市	(11)	北雲雀丘	市街化区域に編入	変更なし
川西市	(12)	鼓が滝 3 丁目	同 上	第一種低層住居専用地域を指定
	(13)	大和東 5 丁目	同 上	同 上
	(14)	一庫 3 丁目	市街化区域の境界を調整	市街化区域の境界調整に伴い用途地域を指定又は廃止
	(15)	丸山台 1 丁目	同 上	同 上
	(16)	西畦野 (B)	同 上	同 上
	(17)	西畦野 (C)	同 上	同 上
	(18)	西畦野 (D)	同 上	同 上
	(19)	清和台東 1 丁目	同 上	同 上
	(20)	清和台東 2 丁目	同 上	同 上
	(21)	平野	同 上	同 上
	(22)	緑台 1 丁目	同 上	同 上
	(23)	平野 1 丁目	同 上	同 上
	(24)	清和台西	同 上	同 上
	(25)	新田 2 丁目	同 上	同 上
	(26)	東多田	同 上	同 上
(27)	鼓が滝 1 丁目	同 上	同 上	
(28)	多田桜木町	同 上	同 上	
(29)	向陽台	同 上	同 上	

阪神間都市計画区域
市街化区域・市街化調整
区域の変更素案概要図

凡	例
—	都市計画区域界
—	市界
■	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域



別記 3

阪神間都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域内の市街化区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発に係る方針等を示すものである。

2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきた。

今後は、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題をはじめ、景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な密度と広がりをもつ将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本として、地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る。

中心市街地においては、にぎわいの源である居住人口や来街者の増加を図り、既存の都市機能の集積を活かしながら、郊外移転により損なわれた商業・サービス機能や公共公益機能等を回復することによりにぎわいを取り戻す。

大規模遊休地においては、産業の再編や新産業の創出・集積、あるいは、集客施設や都市型住居など都市の活性化につながる用途の導入や、再開発誘導型の地区計画等の活用を図るとともに、これらの土地利用を成立させるための基盤整備、良好な環境形成が行われるよう大規模遊休地の土地利用を適正に誘導する。

尼崎臨海地域については、引き続き水と緑の豊かな自然環境の創出と森と水と人とが共生する魅力と活力ある市街地への再生を図る。

密集市街地については、特に地域住民の参画と協働の下で、安全で安心なまちづくりを進めるため、公共施設の整備、建物の不燃化・耐震化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市防災の強化を行い、都市の居住環境の向上を図る。また、大規模集客施設の立地に対しては、広域土地利用プログラムにおける土地利用ゾーニングに基づき適正な立地誘導・抑制を図る。

さらに、国道43号沿道においては、騒音に強い沿道環境に配慮した街並み形成を図る。

以上のことに加え、成熟社会において生活の質をより一層向上させるため、自動車交通に頼らなくてもよい身近な場所に生活関連機能を集積し、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインをすみずみまでに配慮した都市施設を配置するとともに緑あふれる都市環境・景観を形成する都市づくりを進める。

なお、阪神・淡路大震災による被害が甚大であった地区については、震災復興市街地開発事業等に先立ち、まちづくり協議会の設立により住民の合意形成が促進され、安全で快適な市街地環境の再生・整備を行って一定の成果を上げてきたところである。

今後もこの教訓を生かし、既成市街地の再生や整備については、広報活動等による地域住民のまちづくりに関する意識の向上に努めるとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど広く住民の参画と協働の下、地区計画等の活用も図りつつ良好な市街地環境の創出やその維持、保全に引き続き努め、まちづくりを推進する。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善等の整備課題を抱えている既成市街地等を、それらの課題や整備目標を同じくする一団のまとまりのある市街地ごとに捉え、計画的な再開発が必要な市街地として、それぞれの地域特性に応じた整備を進める。

このうち、特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の再整備を図る。

なお、計画的な再開発が必要な市街地は、別表のとおりである。

4 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備

計画的な再開発が必要な市街地の中でも、重点的に市街地の整備を推進すべき地区等のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、市街地開発事業の実施等により既に何らかの整備に着手している地区は、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。整備に未着手の地区は、住民の参画と協働の下で速やかに具体的整備手法の検討、合意形成を図るなど、今後おおむね5年以内に整備に着手するよう努める。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区は、別表のとおりである。

別表

市町名	計画的な再開発が必要な市街地	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区
三田市	三田 約 56.0ha	三田駅前 約 2.8ha
芦屋市	山手 約 188.0ha	
	阪急芦屋川駅周辺 約 95.0ha	
	J R 芦屋駅周辺 約 113.0ha	J R 芦屋駅南 約 1.0ha
	阪神芦屋駅周辺 約 155.0ha	
	阪神打出駅周辺 約 96.0ha	
西宮市	本庁 約 213.0ha	庁舎周辺 約 9.6ha
		阪神西宮駅周辺 約 5.8ha
	西宮北口周辺 約 210.0ha	
	今津 約 273.0ha	
	浜脇 約 175.0ha	
	香櫨園 約 116.0ha	
	上ヶ原 約 410.0ha	
	甲東・瓦木 約 382.0ha	
	甲子園口 約 176.0ha	
	鳴尾 約 318.0ha	鳴尾駅前 約 1.8ha
	甲子園 約 403.0ha	浜甲子園団地 約 40.8ha
	夙川 約 331.0ha	
	大社 約 167.0ha	
	尼崎市	阪急武庫之荘駅周辺 約 580.0ha
阪急塚口駅周辺 約 678.0ha		阪急塚口駅北 約 3.2ha
阪急園田駅周辺 約 569.0ha		戸ノ内 約 37.6ha
J R 尼崎駅周辺 約 597.0ha		J R 尼崎駅北 約 77.1ha
		J R 尼崎駅北西 約 34.5ha
		J R 尼崎駅南 約 43.3ha
J R 立花駅周辺 約 461.0ha		
阪神武庫川駅周辺 約 295.0ha		
阪神尼崎駅周辺 約 504.0ha		阪神尼崎駅南 約 7.5ha
阪神杭瀬駅周辺 約 222.0ha		杭瀬北 約 19.8ha
臨海西部 約 366.0ha		臨海西部 約 91.5ha
臨海南部 約 58.0ha		
臨海東部 約 293.0ha		

伊丹市	中南部 約 999ha	中央 約 0.8ha
	東部 約 421.0ha	
	西北部 約 977.0ha	
	宝塚中心市街地周辺 約 718.0ha	
宝塚市	宝塚中心市街地周辺 約 718ha	
	売布周辺 約 319.0ha	
	小林周辺 約 480.0ha	高松・未成 約 7.5ha
		仁川団地 約 10.3ha
	山本 約 474.0ha	中辻 J R 北 約 7.8ha
中筋 J R 南第 2 約 14ha		
川西市	中心市街地 約 86ha	川西能勢口駅前 約 3.2ha
		中央北 約 33ha
	南部 約 180ha	
	中部 約 145ha	
	中心市街地南部 約 240ha	

別記 4

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、阪神間都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る方針等を示すものである。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じ人口が急激に増大した区域である。

公共施設の整備が不十分で、老朽木造住宅等が密集している区域を有する既成市街地では、面的な整備を推進して居住環境の再生と改善を図り、スプロールの見られる地域においては公共施設の整備を中心として秩序ある市街地の形成を図るとともに、立地条件を生かした良質な住宅市街地の形成を目指す。

新市街地を中心として北部地域では、地域の需要を慎重に見極めつつ公共施設の整備とあわせた計画的な開発等を推進し、ゆとりある住宅市街地の形成を目指す。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

既成市街地内の低・未利用地においては、地区計画などの都市計画の諸制度の活用などにより、周辺の景観や住環境に配慮した良好な開発事業の誘導や住民の参画によるまちづくりの推進に努めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等により、道路や公園等の都市施設の整備と併せた地域に適した密度の良好な住宅市街地の形成を図る。

分譲マンションの供給が集中している一部の地域においては、土地の有効・高度利用、職住近接の実現等の観点から、老朽木造住宅等の建替えや密集市街地等の住環境整備を促進するとともに、住環境の確保、良好な都市景観の保全等の観点から、必要に応じて、地区計画等の活用により周辺環境を考慮した適正密度の良好な住宅市街地の形成を図る。

既成市街地周辺の区域においては、市街化区域内の低・未利用地の計画的な利用、土地区画整理事業等の面的整備事業の実施、開発行為の適正な誘導及び地区計画等の活用などにより、中・低密度な住宅市街地の形成を図る。

北部地域においては、地域の需要を慎重に見極めつつ、民間による開発行為等の適切な誘導、地区計画等の活用などにより、自然環境の保全に配慮され、豊かな居住環境を備えた、主として低密度な住宅市街地の

形成を図る。

また、北部地域の郊外住宅団地等においては、未利用宅地の流動化・有効利用を促進するとともに、住み替え、住宅の建替え等を促進し、住環境の向上、コミュニティの活性化を図る。

なお、住宅市街地の開発又は整備における住宅建設に際しては、地域の実情に応じた居住者用の駐車場の確保に留意する。

4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域とする。

なお、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区は、別表のとおりである。

別表

市町名	重点地区	面積 (ha)
芦屋市	南芦屋浜地区	約125.6
西宮市	名塩ニュータウン	約243
	甲東瓦木地区	約 88
	浜甲子園団地地区	約 35
尼崎市	戸ノ内町地区	約 34.8
	J R尼崎駅北地区	約 77.1
	阪急塚口駅北地区	約 3.2
	杭瀬北地区	約 19.8
宝塚市	宝塚山手台地区	約188
	仁川団地	約 10.3
	南口湯本地区	約 8
	中筋J R北地区	約 7.8
川西市	川西能勢口駅東地区第2工区	約 0.3
	中央北地区	約 30
	(仮称) N I Sステラヒルズ川西	約 76.2

別記5

阪神間都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により、市街地が拡大し、骨格的な都市施設の整備が立ち遅れる地域も見られるなど都市機能の一層の充実と都市環境のさらなる改善が望まれている。

既存市街地の中には密集市街地(古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。)など、防災上の課題を持つ地域がいまだ存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、防災上の課題のある地区については、防火・準防火地域、地区計画等

の規制誘導手法や市街地開発事業や耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害弱者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沉着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼のもと、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、市町における整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、防災再開発促進地区に位置づける。

また、特に火災の危険性の高い市街地として指定されている重点密集市街地についても、防災再開発促進地区に位置づける。

防災再開発促進地区については、最低限の安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の促進を図り、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施するとともに、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。

整備に未着手の地区は、地区住民の参画と協働の下で、速やかに、地区計画等の規制誘導手法も含めた具体の整備手法の検討等を行う。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

なお、防災再開発促進地区は、別表のとおりである。

別表

市町名	防災再開発促進地区	面積 (ha)
尼崎市	戸ノ内	約37.6
	潮江北	約77
	今福・杭瀬寺島	約13
宝塚市	高松・未成	約 7.5
川西市	小花1丁目	約 3.2

兵庫県告示第1069号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則(昭和44年兵庫県規則第76号)第2条の規定により、次のとおり、神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、神戸国際港都建設計画区域区分の変更、神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更、神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の決定並びに神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更に係る説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、都市計画に関する公聴会開催規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ、県民だよりひょうご及び神戸新聞にも掲載する。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時、場所等

都市計画区域名 神戸国際港都建設計画都市計画区域
対象市町 神戸市
日時 平成20年11月14日（金） 午後 1 時30分から
（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）
場所 兵庫県農業共済会館 7 階 大会議室 神戸市中央区下山手通 4 丁目15番 3
電話（078）332 - 7154
（収容人員（80人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

2 議長

兵庫県知事が指名する者

3 素案の閲覧期間

平成20年10月24日（金）から同年11月14日（金）まで

4 素案の公述申出書提出期間

平成20年10月24日（金）から同年11月 4 日（火）まで

5 素案の概要

- (1) 神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
別記 1 のとおり
- (2) 神戸国際港都建設計画区域区分の変更
別記 2 及び別図のとおり
- (3) 神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更
別記 3 のとおり
- (4) 神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の決定
別記 4 のとおり
- (5) 神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更
別記 5 のとおり

6 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21_000000127.html）においても掲示する。

7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（神戸国際港都建設計画都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人に限る。）は、上記の公述申出書提出期間内に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を、〒650-8567神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

8 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会は、これを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

9 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

電話（078）341 - 7711 内線4649・4656

別記 1

神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第 6 条の 2 に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定

めるものである。

神戸都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「神戸地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、神戸都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び神戸地域編）を指針とするとともに、「神戸市基本計画」との整合を図る。

(2) 策定区域

神戸国際港都建設計画都市計画区域（以下「神戸都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口（千人）[H17]
神戸国際港都建設計画都市計画区域	神戸市	行政区域の全域	1,525

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つの都市づくりの目標に基づき都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎや潤いを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担のもと徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り防犯に配慮した都市づくりを目指す。さらに、震災の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域

の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 神戸都市計画区域の都市づくりの目標

震災の教訓をふまえて21世紀を先導する国際都市として、すべての市民が安全で快適に暮らせ、活力と魅力あふれる「美しいまち・神戸」の創造をめざし、「ともに築く人間尊重のまち」「福祉の心が通う生活充実のまち」「魅力が息づく快適環境のまち」「国際性にあふれる文化交流のまち」「次代を支える経済躍動のまち」の5つの都市像を掲げた「世界とふれあう市民創造都市」づくりを進める。

そのために、既存の地域資源を活用するとともに、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に果たしながら協働のまちづくりを進めることにより、コンパクトでアメニティ豊かな都市づくりを行うことを目標とする。

(7) 国際性にあふれる交流都市づくり

既存産業の高度化と新産業の育成・誘致を進めて都市の活力の向上を図り、海・空・陸の総合交通体系を整備することによって世界の人・物・情報の交流拠点的形成するとともに、都市機能を一層向上させることで魅力ある国際都市としての新たな文化や産業を産み出し、国際性にあふれる交流都市づくりを目指す。

また、豊かな自然や異国情緒漂うまちなみ、異文化に独創性を加えた独自の文化といった、全国的にみても多彩な神戸の魅力積極的に活用した都市型観光拠点の形成を目指す。

(4) 地域特性を生かした魅力ある都市づくり

地域の特性に応じた土地の有効利用と都市基盤の整備を進めることによって既成市街地の再生を図るほか、臨海部周辺における低未利用地の土地利用転換によって親水空間の活用と都市的利用を促進することで、地域特性を生かした魅力ある都市づくりを目指す。

また、『デザイン都市・神戸』の取組みにより、美しさや楽しさ、やさしさや快適さなど、さまざまな要素との調和を重視した、神戸の新たな魅力と活力を創り出す。

(9) 環境にやさしい美しい都市づくり

豊かな自然環境と調和した市街地の健全な発展を進めるため、環境に配慮しながら、都市の成長管理を継続するとともに、自動車交通の渋滞解消による環境改善等の促進や、廃棄物の減量・資源化の推進等による環境への負荷の軽減に努めることで、環境にやさしい美しい都市づくりを目指す。

(1) 安全で安心な都市づくり

豪雨などにより生じるおそれのある六甲山系周辺における土砂災害や地震時における宅地の地すべりなどの被害などを最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

また、密集市街地などでは、地震による建築物の倒壊や地震に起因する火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶと考えられるため、建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化などに配慮した土地利用を図り、都市全体の不燃火・耐震化を進める。

イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

神戸都市計画区域は六甲山が大阪湾に迫る地形条件により東西に細長い市街地を形成する中で、複数の都市拠点が島状に展開する都市構造となっている。

今後は、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえ、この構造を生かしながら自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれたコンパクトで持続可能な都市の創造を目指す。そのため都市の多核化を誘導し、それら相互の連携による多核ネットワーク都市の実現を目指す。

(7) 拠点（都市核）

a 広域都市拠点（「都心」）

県内ではもちろんのこと京阪神都市圏における中核として、その役割を果たすため、神戸市中心部（三宮～元町～神戸駅周辺、新神戸駅周辺、神戸港（中突堤～新港突堤）周辺、ポートアイランド、ハーバーランド及び東部新都心の区域をいう。）においては、都心として商業、業務、雇用、教育、文化、医療等の高度な都市機能の充実を図りつつ、デザイン性の高い良好な都市として神戸地域独自の活力と魅力のある都市づくりを図る。

特に、三宮駅周辺においては、JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、神戸市営地下鉄、神戸新交通やバス等の各交通機関の乗換えの円滑化等による交通結節機能の更なる強化及び再開発事業など駅周辺における商業、業務、文化、交流機能の充実などにより機能強化を図る。

b 都市拠点（「副都心」）

六甲道・住吉周辺及び板宿・西代・新長田周辺においては、副都心としての都市機能の強化を図る。

c 生活拠点

地域住民の日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地においては、地域的なニーズに対応して、コミュニティレベルでの商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

d 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域においては、当該特定の機能を発揮するための施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(4) 連携軸（都市軸）

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えて広域的な人の移動や物流を支える交通によって、京阪神都市圏との広域的な連携を図るとともに、隣接する阪神地域、東播磨地域等との連携を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通によって、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

都市を特色づける地域全体にわたる自然的環境である河川、臨海部などの水辺空間、六甲山系、帝釈・丹生山系、西神・北神の豊かな田園丘陵地域などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

神戸都市計画区域は、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であり、区域区分を行うことが都市計画法第7条第1項第1号口において定められており、また秩序あるまちづくりを進める必要があることから、神戸都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

神戸都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	1,525千人	おおむね 1,548千人
市街化区域内人口	1,478千人	おおむね 1,501千人

なお、平成27年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとする。

イ 産業の規模

神戸都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		平成17年		平成27年	
生産規模	製造品出荷額等	25,521 億円		27,535 億円	
	商品販売額	57,127 億円		61,059 億円	
就業構造	第1次産業	5.6 千人	0.8%	4.6 千人	0.6%
	第2次産業	135.1 千人	20.2%	121.9 千人	15.6%
	第3次産業	507.5 千人	76.1%	653.3 千人	83.8%

（注）商品販売額は平成16年のデータ

ウ 市街化区域のおおむねの規模

神戸都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市

街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
市街化区域面積	おおむね 20,400 ha	おおむね 20,355 ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適、安全に安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、住宅地の再生、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

既成市街地においては、京阪神都市圏の核として、経済・文化等の中心的な役割が果たせるよう、土地の高度利用、都市機能の強化を図るほか、臨海部では、ウォーターフロントとしての立地特性を生かした土地利用への転換にあわせて、港湾産業用地の再開発を促進する。

ポートアイランド及び六甲アイランドにおいては、港湾機能のみならず、住宅・商業・業務・研究・コンベンション・ファッション・レクリエーション機能等の多種多様な土地利用を展開し、神戸空港では航空関連産業や臨空産業の土地利用を図る。

西神・北神地域においては、自然と調和した良好な住宅地等の整備や、広域幹線道路網の整備に適合した工業・業務・流通系の土地利用を進め、職住の近接した自律的な都市づくりを行うほか、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の実現を図る「人と自然との共生ゾーン」である農業・農村地域では、良好な農村環境の整備、保全及び活用を図るとともに、地域の活性化のために里づくりを推進する。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

既成市街地においては、土地の有効利用に配慮しつつ、山麓部エリアの南側にある住居地帯では魅力ある住宅地としての整備を図るとともに、中間部エリアの住・商・工複合地帯では各機能の調和を図りながら、防災、コミュニティ維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住環境の整備を進める。

西神、北神、須磨内陸及び垂水内陸地域については、周辺の環境と調和した良好な住宅地の整備を計画的に促進する。

また、昭和40年代から50年代の都市の急激な拡大に伴い開発された地域については、地域コミュニティの維持・再生のため、利便性の向上や都市の魅力化に努め、住宅地の再整備を推進するとともに、地域特性に応じて高齢化社会等に対応した土地利用について柔軟に対応する。

なお、量的には充足しつつある住宅ストックの状況を踏まえ、建設だけでなくストックの活用を含めた住宅整備という視点や住宅に対するニーズの多様化に対応するため、地域特性に応じた良好な住環境を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、ゆとりと潤いのある安全で快適な住宅ストックの形成を図る。

(1) 商業・業務地

社会経済状況の変化に対応して、神戸経済の活性化に向け、商圏の拡大及び中心業務機能の強化を図るほか、それぞれの地域の特性に応じた土地の高度利用や機能集積を図るなど、京阪神都市圏の西の核にふさわしい商業・業務地として整備育成する。

都心では、中枢管理機能及び広域的な商業機能の集積を図るとともに、東部新都心～三宮・元町～ハーバーランドを有機的に連携し、都心ゾーンの回遊性の拡大を図る。

特に、三宮駅周辺においては、交通結節機能の更なる強化や、再開発事業などにより、駅周辺における商業・業務・文化・交流機能などの強化を図る。

副都心では、既存の商店街の活力を維持するとともに、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図り、ターミナル機能の充実・強化及び商業・業務・文化機能の集積を図る。

鈴蘭台周辺、垂水・舞子周辺、西神中央周辺等の衛星都心では、地域の拠点としてターミナル機能の強化と商業・業務・文化機能の集積を促進する。

また、日常の様々な地域活動を行う拠点として生活拠点を設定し、地域の特性に応じて、生活関連施設と在宅福祉機能、生涯学習機能の複合的な配置に努める。

さらに、大規模集客施設については、準工業地域における特別用途地区の指定により適切な立地誘導・抑制を行い、隣接地域や周辺環境へ著しい影響を及ぼすことのないように配慮する。

また、商業地などにおいて高層マンションの立地が見込まれる地域にあつては、景観形成や居住環境との調和、商業地としての機能の確保に配慮する。

(9) 工業地

港湾・工業及びその関連施設利用に純化された既成市街地の臨海部では、工業地としての機能を維持していく。なお、産業構造の転換により遊休化した土地については、地域の活性化の観点から、土地利用の転換を誘導し、都市環境の改善を促進する。

ポートアイランド、六甲アイランド及び神戸空港（以下「海上都市」という。）では、市街地からの移転・拡張用地としての工業地を配置するとともに、海・空・陸の拠点という好立地を生かし、医療などの先端技術産業の集積を図るなど、多機能な土地利用を推進する。

西神・北神地域では、広域幹線道路網の整備に適合した工業地の整備を進めるとともに、既成市街地からの移転や京阪神都市圏において高次最終加工部門を担当する地域として、計画的に工業用地を配置する。また、技術革新の時代に対応するため、先端技術産業や研究開発機関の集積を図る。

(1) 流通業務地

既成市街地では、流通業務施設の過度の集中が自動車交通渋滞の一因となり、逆に流通機能の低下を招いているため、施設の分散を図るとともに、今後新設される施設は、可能な限り、海上都市、西神・北神地域といった交通的、地理的条件が良好であり、かつ土地利用上適切な地域に整備する。

スーパー中枢港湾「阪神港」に位置付けられた神戸港については、コスト低減やサービスの向上、大水深バースの整備など物流機能の再編・集約化、効率化を行いつつ、国際競争力をもつ物流拠点の形成を図る。

西神・北神地域では、効率的輸送体系を整備し、流通業務団地等を適切に配置する。また、広域幹線道路の整備と連携し、物流拠点の形成を促進する。

ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

神戸都市計画区域の都心の中核であり交通結節点である「神戸三宮駅南地域」及び三宮地域と神戸空港を結び都市軸上に位置し、複合的な市街地の形成及び魅力ある海上新都心の形成を目標とする「神戸ポートアイランド西地域」など、神戸の都市再生に貢献する優良な都市開発事業が具体化した地域については、都市再生の拠点として、民間による都市開発を促進することによって、公共施設の整備に合わせ、産業・研究・開発・業務機能や居住機能、商業・集客機能、交流・文化機能等の導入を図る。

これまで培ってきた文化・歴史、観光、産業の蓄積並びに広域的な交通ネットワークを生かしつつ、神戸医療産業都市構想の推進やそれに伴う関連産業の立地の促進、さらに、ファッション・観光・コンベンション産業の振興などを通じ、京阪神都市圏の地域経済を牽引する多機能型産業拠点の形成を図る。

ポートアイランド2期地区内の理化学研究所で整備が進められている次世代スーパーコンピュータについては、学術、産業界など幅広い分野での活用などを通じてこれを核とする研究教育拠点の形成を図ることとし、大型放射光施設、再生医療などの諸機能と有機的連携により、広汎な分野における技術開発に寄与するとともに、新産業の創出、企業の集積など神戸地域の活力向上を図る。

都市的土地利用へ転換すべき市街化区域内農地等の宅地化を促進するほか、生産緑地など都市緑地等として活用すべき農地については保全を図る。

エ 市街化調整区域の土地利用の方針

(7) 農村環境の整備と保全の方針

西神・北神の農村地域を「人と自然との共生ゾーン」として位置付け、秩序ある土地利用を推進し、良好な農村環境の整備、保全及び活用を行うことで、農村集落の活性化を図る。

(4) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、地すべり、がけ崩れ、土石流等災害の恐れがある区域、市街地に隣接する山麓部の斜面地については、市街化の抑制を図るとともに、砂防、治水、治山の事業を進める。

(9) 貴重な自然環境の保全

六甲山系、帝釈・丹生山系をはじめ、良好な自然環境を有する太山寺周辺、千苅・鎌倉峡周辺や雄岡山・雌岡山周辺を、良好な緑地環境や風致の保全に努める。

また、六甲山系南麓の既成市街地に面する緑地は、神戸らしい都市環境・景観の形成上重要であるため、積極的に守り育てる。

(1) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域の中であって、計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域を特定保留区域とするとともに、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるために暫定的に市街化調整区域に編入している区域を、計画的なまちづくりの見通しが確実にになった段階で市街化区域に編入する。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

神戸都市計画区域は30キロメートルに及ぶ海岸線を前面に美しい都市景観の市街地と六甲山系、帝釈・丹生山系の山々や西神・北神の豊かな田園丘陵地域で構成され、その植生は天然の樹林から人工林、風格のある社寺林、田や畑、水辺の湿性植物、草花まで多様である。

これらの緑は、太山寺等に残る自然のままの樹林地もあるが、その多くは、風化した危険な山肌を緑化した樹林地、居留地時代を整備のルーツとする公園、河川・海岸整備や築港とともに生み出した緑地、農村部の里山と水田等、先人の努力で創りあげ、人の関わりの中で育てられてきたものである。

「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」を目指し、これらの緑を長期にわたり保全・育成することで、豊かな生活環境やヒートアイランド現象の緩和等による快適な都市環境を創造する。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

市街化調整区域内においては、将来にわたって緑に恵まれた神戸の自然を守り育てていこうという「みどりの聖域づくり事業」や、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の実現を図る「人と自然との共生ゾーン」等により緑地の保全を図る。また、市街化区域内は公園・緑地、河川緑地などにより緑地を確保する。

なお、緑地のもつ都市の環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の諸機能を勘案し、今後の都市の動向を踏まえた総合的な観点から公園・緑地を配置することによって、都市の健全な発展を図り、自然と共生する循環型社会の形成を目指す。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、既成市街地や海上都市、西神・北神地域において発生集中する交通需要を効率よく処理するとともに、災害時にも代替性を備えた海・空・陸の総合交通体系の確立を目指す。

さらに、持続可能で環境負荷を低減した都市構造への転換を図るとともに、ユニバーサル社会に対応した交通ネットワークを形成するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

また、まちづくりの方向性の見直しに伴い、都市計画道路の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画変更を行い、効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

体系的道路網の整備推進により、円滑な交通機能の確保や、都市の防災性の向上を図るために以下の方針に基づき進める。

また、整備に際しては、無電柱化や緑化による景観の向上や低騒音舗装による環境負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行者空間を整備し、全ての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

国土軸及び国土軸と連携した格子状の広域幹線道路網の強化・充実を図るため、東西軸として新名神高速道路、神戸西バイパス、大阪湾岸道路西伸部を、また南北軸として、阪神高速神戸山手線等の整備を進める。

b 主要幹線道路・幹線道路

広域幹線道路との接続を図るとともに、拠点間及び拠点内の道路網強化・充実を図るため、既成市街地の骨格を形成する道路として、(都)山手幹線、(都)中央幹線、(都)須磨多聞線等を、また、西神・北神地域と既成市街地とを結ぶ主要な幹線道路として、(都)垂水妙法寺線、(都)神戸三田

線等の整備を進める。

c その他の道路

地域の防災性や住環境・住区内サービスの向上など、良好なまちづくりに寄与するため、地域と協働で補助幹線道路、区画道路の整備を進める。

また、歩行者の利便性の向上や安全で快適な歩行者空間の充実を図るため、三宮駅周辺における地下、地上、デッキレベルの歩行者動線の3層ネットワーク化など、歩行者専用道路の整備を進める。

さらに、ハーバーランドからH A T神戸にかけての東西方向の歩行者動線や、三宮・元町からウォーターフロントにかけての南北方向の歩行者動線をプロムナード化、バリアフリー化、案内サイン整備などにより、回遊性のある魅力的な歩行者動線となるよう整備を進める。

d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道、バス、タクシーなど交通機関相互の乗り換えの利便性の確保や、ゆとりと潤いのある都市空間を創出するため、阪急御影駅、神戸電鉄鈴蘭台駅等において駅前広場の整備を進める。

(4) 鉄道

交通渋滞や市街地の分断化を解消し、都市内交通の円滑化や都市の活性化を図るため、阪神電鉄など鉄道との連続立体交差化を進める。

また、まちの活性化、鉄道利用の促進のため、阪神三宮駅の改良のほか、駅構内のバリアフリー化や相互乗り継ぎの推進等、鉄道の質的向上に努める。

(7) 駐車場

交通手段の結節性の機能強化や公共交通の利用促進を目指し、鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努める。

(1) 空港

今後の航空需要に対応するとともに、海・空・陸の総合交通体系を構成し、災害時の交通拠点としての意義をも有する神戸空港の活用を促進するため空港島の整備を推進する。

これにより、医療産業都市や集客観光都市、情報文化都市等の新しいまちづくりに寄与する。

(4) 港湾（海上交通）

神戸港については、日本を代表する国際貿易の拠点港であるだけでなく、西日本各港を結ぶ国内流通拠点港として、コンテナ輸送、フェリー輸送等の輸送体系の合理化に対処するため、近代的な設備を備えた港湾として整備を進めるとともに、貨物需要の増大と船舶の大型化に対応するためポートアイランド（第2期）事業を推進する。

さらに、神戸港の国内・国際競争力の一層の向上を図るため、港湾施設の機能を拡充・強化するなど、貨物・企業・人・情報の集まる港づくりやその機能を支える道路網の整備を進めるほか、更なるコストの低減やサービスの向上を目指すため、スーパー中核港湾の実現に向けた取り組みを行う。

また、地区内での回遊性の向上や市街地からの動線の確保等、ウォーターフロントを身近に感じられるよう港の再開発を進める。

(4) 流通業務団地

市街地周辺地域において流通機能を確保し、流通の合理化を図り効率的な輸送体系を確立するため、神戸流通業務団地や西神流通業務団地において、流通業務施設の整備を進める。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

美しい都市環境を形成・維持するため公園、緑地、下水道、河川及び廃棄物処理施設等を計画的に整備する。

人々の憩いの場、レクリエーションの場、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減や防災の観点から都市公園、緑地の整備や屋上・壁面緑化等により、都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通して海や河川の良好な水質環境を保つ。

その他、省エネルギーに資する取組みなどを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

さらに、神戸らしい都市景観の形成と快適な都市環境を創造することによって、地域の特性を生かした魅力あふれる「美しいまち」の実現を目指す。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

都市における生活環境を保全するため、都心ウォーターフロントなどの臨海部や河川沿いに系統的に緑地を配置することによって適正な市街地の形成を誘導するとともに、都市公園や緑地等を配置して生活環境の向上を図る。

また、スポーツ、自然探勝等の広域レクリエーション需要に対応するため都市の基幹公園、豊富な緑地資源を有効に活用した風致公園、広域公園、国営公園等を配置する。また、これらの緑地を有機的に結ぶ緑道網、ハイキング道網の整備を図る。

なお、緑地のもつ都市の環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の諸機能を勘案し、今後の都市の動向を踏まえた総合的な観点から公園・緑地を配置することによって、都市の健全な発展を図り、自然と共生する循環型社会の形成を目指す。

(4) 下水道・河川

a 下水道

災害に強い下水道システムを構築するため、処理場間のネットワーク化、緊急輸送路下に埋設された管渠の調査・耐震化を推進する。また、公共用水域の水質保全のため処理場の改築にあわせて高度処理施設の整備を図る。

さらに、浸水対策として、特に浸水の危険性の高い地域・人口の集中している地区において雨水ポンプ場や雨水幹線の整備を継続する。

加えて、下水道のもつ有効資源の利用と環境保全への貢献の観点から、天然ガス自動車への「こうペイオガス」の供給、焼却灰の道路舗装等への活用、神戸空港での再生水利用などに努める。

b 河川

河川整備計画に基づき、早急に改修を進めるとともに、流域の流出抑制による治水安全度の向上を図る。

また、整備に長時間を要する河川については、段階的に治水安全度の向上を図る。

さらに、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりによる河川改修を推進するとともに、急激な水位の上昇がみられる河川については、河川利用者がよりの確に安全確保の判断ができるよう情報提供を図る。

(7) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

循環型社会への移行を目指すため、廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、廃棄物処理施設等については廃棄物の質の変化に対応した施設整備を図る。

卸売市場については、神戸都市計画区域及び周辺区域に対して生鮮食料品の安定供給を図るため、既存施設の改善と機能向上に努める。

その他、住民の福祉増進・向上のための教育文化施設、医療施設及び福祉施設等についても計画的に配置するとともに、災害時における避難場所としての役割も果たすよう防災機能の強化に努める。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき区域や都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある区域において市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、民間活力を積極的に誘導しながら各地域の特性を活かしつつ、都市機能の向上を図る。

特に中心市街地においては、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

既成市街地のうち、都心部を取り巻く古い市街地や市街地山麓部等においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

一方、西神・北神地域、須磨内陸部及び垂水内陸部においては、周辺環境と調和した市街地の形成を計画的に進める。

また、計画的な整備の一層の推進と秩序ある市街地整備を図るため、地区計画等によるまちづくりを積極的に活用していく。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備や良好な環境形成のため、適正な土地利用を誘導する。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画及び神戸市地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の不燃化や耐震化をはじめ、都市の緑化、治水対策、近い将来危惧されている東南海・南海地震による津波対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、六甲山系周辺では土砂災害が発生しやすい地形や地質などの自然条件を備えている他、住宅地が山地に近接し被災の危険性が高く、これまでも大規模な土砂災害が発生していることから、隣接する阪神地域とも相互に連携し、防災に配慮した土地利用を図る必要がある。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、広域防災帯（防災緑地軸）等を系統的に配置する。

また、府県境を越えた防災体制の充実や広域防災ネットワークを整備するとともに、災害発生時・被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する整備を進める。

さらに、道路、公園、緑地、河川等の計画的整備及びネットワーク化により、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保するとともに、水と緑のネットワークの形成、電線類の地中化など、災害時の防災機能を高める。

(I) 都市の耐震化・不燃化

灘区西部、中央区東部などの密集市街地においては、建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、緑地の確保などにも努め、災害に強いまちづくりを推進する。特に公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

さらに、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

(II) 土砂災害の防止

既成市街地の背後にある六甲山系のがけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため急傾斜地崩壊危険区域の積極的な指定や土砂災害警戒区域等の指定により、宅地造成工事規制区域の適切な見直しを行い、必要に応じて宅地の使用制限や建築制限等を行うとともに、六甲山系南麓等に緑地帯（グリーンベルト）を設け、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

(III) 治水対策

著しい都市化による河川への雨水流出量の増大に対し、河川整備を実施するとともに、流域の保水、

遊水機能の維持・増進を図るため、貯留浸透機能をあわせ持つ施設の整備、誘導を図るなど、総合治水を推進する。

また、河川氾濫対策に加え、内水対策や地下街の浸水対策、低地浸水対策を行う。さらに、広域的災害に対応するための避難地や避難路の整備を図る。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

神戸都市計画区域、神戸市では、全国に先駆けて昭和53年10月に「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進してきた。

今後も、神戸らしい美しいまちなみの形成を図り、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたくなる魅力あふれる都市の実現を目指す。

また、景観に配慮した公共施設や建築物の整備・誘導、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成等の施策を総合的に実施する。

イ 景観形成の方針

美しいまちなみや自然環境の保全などにより、神戸らしい都市景観を形成している地域、または今後計画的に誘導していく地域を「景観計画区域」及び「都市景観形成地域等」に指定し、景観形成基準に基づき、建築行為等の助言・指導を行うことにより、その地域にふさわしいまちなみの形成を図る。

都市景観形成地域等以外でも、神戸都市計画区域全域を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定しており、大規模な建築物や工作物等について助言・指導を行うことによって、周辺の景観と調和のとれたものとなるよう適切な誘導を行う。

また、美しいまちなみを守り育てるために、建築物及び屋外広告物等の景観誘導基準などを定めるとともに、恵まれた自然と、海・坂・山という変化に富んだ神戸らしい眺望景観について、視点場の整備を進め、保全・育成を図る。

さらに、都市景観の重要な側面である夜間景観の形成に当たっては、安全・安心でかつ環境にやさしいまちづくりに配慮するとともに、地域特性に応じた照明施設等の整備を進めるとともに、歴史的な建築物など、地域の景観及び雰囲気の特徴づけ、住民に愛され親しまれている建築物等については、所有者の協力を得て「景観形成重要建築物等」として指定し、その維持・活用を図るとともに、風格のある寺社を含めた優れた都市景観の形成に寄与している建築物やまちなみの保全・形成に努める。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 土地利用に関する整備目標

須磨区車地区（約14ヘクタール）垂水区多聞町小束山（約7ヘクタール）西区櫛谷町松本・平野町慶明（約19ヘクタール）西区伊川谷町潤和（約9ヘクタール）において、計画的な市街地整備の見通しがある区域として、主に住宅市街地として整備を図る。

また、北区山田町、八多町、有野町において市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるために暫定的に市街化調整区域に編入している区域については、事業計画が具体化し、関係機関等との調整を完了した段階で整備を図る。

(2) 自然的環境に関する整備目標

(3) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路等
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・その他の道路（補助幹線道路・歩行者専用道路）
- ・駅前広場

イ 鉄道

(4) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園・緑地等

イ 下水道

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道

ウ 河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な河川

(5) 市街地整備に関する目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

(6) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

別記 2

神戸国際港都建設計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の名称、変更概要等は、別表及び別図のとおりである。

別表

市町名	番号	地区の名称	区域区分の変更概要
神戸市	(1)	北区山田町原野	市街化区域に編入
	(2)	北区山田町下谷上	同 上
	(3)	東灘区森北町 7 丁目	市街化調整区域に編入
	(4)	東灘区本山北町 6 丁目	同 上
	(5)	東灘区岡本 6 丁目	同 上
	(6)	東灘区住吉山手 9 丁目	同 上
	(7)	東灘区住吉山手 9 丁目	同 上
	(8)	東灘区住吉山手 9 丁目	同 上
	(9)	東灘区住吉山手 9 丁目	同 上
	(10)	灘区鶴甲 2 丁目	同 上
	(11)	長田区雲雀ヶ丘 3 丁目	同 上
	(12)	長田区高取山町 1 丁目	同 上
	(13)	長田区高取山町	同 上
	(14)	長田区高取山町 2 丁目	同 上
	(15)	須磨区妙法寺	同 上
	(16)	北区山田町上谷上	同 上
	(17)	西区押部谷町押部	同 上
	(18)	北区山田町上谷上	同 上
	(19)	北区山田町下谷上	同 上
	(20)	北区山田町原野	同 上
	(21)	北区山田町藍那	同 上
	(22)	西区櫛谷町福谷	市街化区域の境界を調整
	(23)	西区櫛谷町福谷	同 上
	(24)	西区櫛谷町池谷	同 上
	(25)	西区櫛谷町池谷	同 上

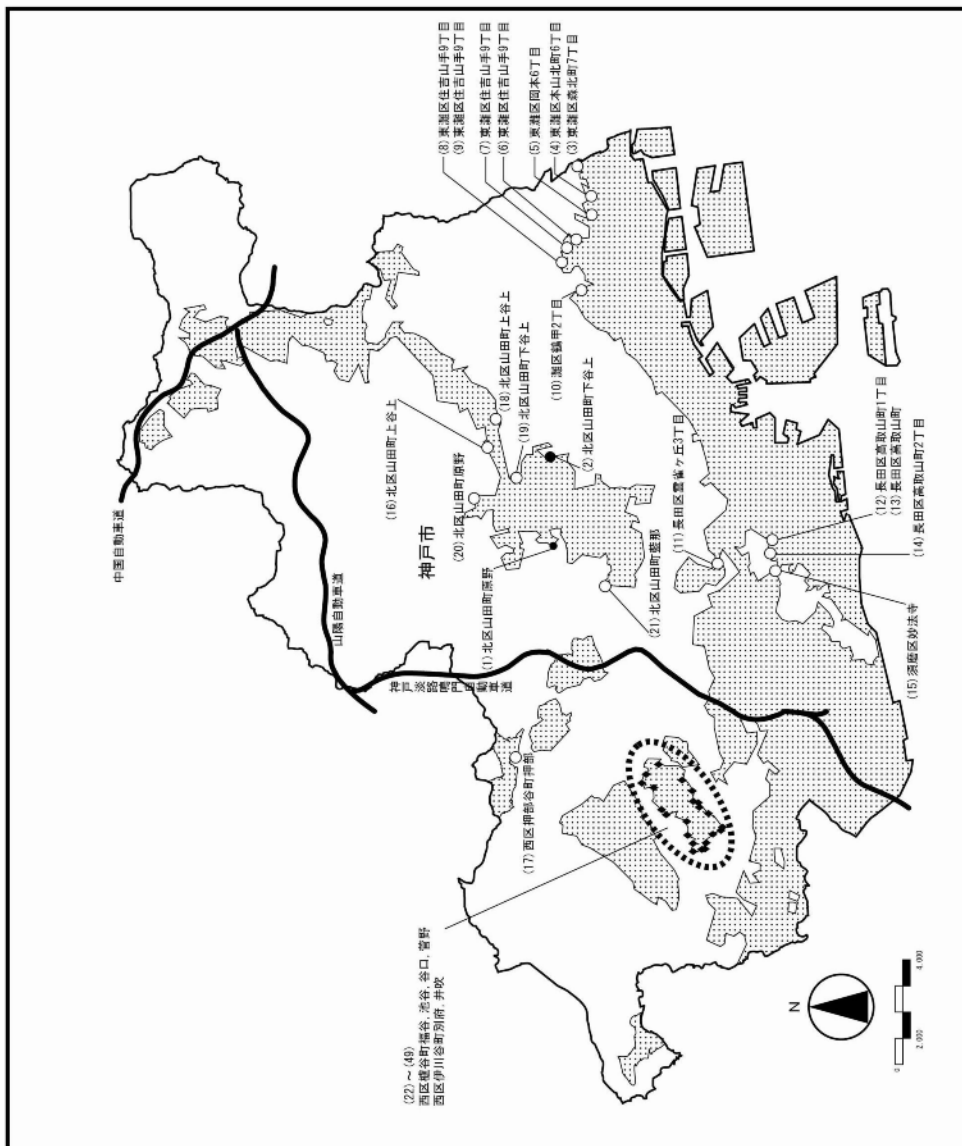
(26)	西区櫛谷町池谷	同 上
(27)	西区櫛谷町谷口	同 上
(28)	西区櫛谷町谷口	同 上
(29)	西区櫛谷町谷口	同 上
(30)	西区櫛谷町菅野	同 上
(31)	西区櫛谷町菅野	同 上
(32)	西区櫛谷町菅野	同 上
(33)	西区櫛谷町菅野	同 上
(34)	西区櫛谷町菅野	同 上
(35)	西区櫛谷町菅野	同 上
(36)	西区伊川谷町別府	同 上
(37)	西区伊川谷町別府	同 上
(38)	西区伊川谷町別府	同 上
(39)	西区伊川谷町井吹	同 上
(40)	西区伊川谷町井吹	同 上
(41)	西区伊川谷町井吹	同 上
(42)	西区伊川谷町井吹	同 上
(43)	西区伊川谷町井吹	同 上
(44)	西区伊川谷町井吹	同 上
(45)	西区伊川谷町井吹	同 上
(46)	西区伊川谷町井吹	同 上
(47)	西区伊川谷町井吹	同 上
(48)	西区伊川谷町井吹	同 上
(49)	西区伊川谷町井吹	同 上

神戸国際港都建設計画

市街化区域・市街化調整
区域の変更素案概要図

凡 例	
—	都市計画区域界
■	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域
○	今回、市街化調整区域に編入を予定している区域
◆	今回、市街化区域の境界を調整する区域

別 図



別記 3

神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設計画都市計画区域内の市街化区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発に係る方針等を示すものである。

2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきた。震災で多量の社会資本と産業ストックが失われたことにより、定住人口の流出や産業経済の空洞化が生じたが、震災から10年以上を経過し、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など、被災地の復興はおおむね順調に進んでいる。

今後は、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等をはじめ、景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な密度と広がりをもつ将来にわたり持続可能な都市をつくることを基本として、地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る。

震災から得た経験と教訓を十分にふまえたインフラ整備を始め、防災福祉コミュニティの形成、芸術文化機能の充実、既存産業の高度化、新産業の立地を図り、都市機能を計画的に分散配置し、質の高い豊かな都市環境を充実させながら、自然と共生した安全で安心できる快適な都市環境の創造を図る。

このため、都心においては、中央都市軸（新神戸駅～三宮～ポートアイランド）と、都心の西に位置する神戸文化軸（大倉山～ハーバーランド）及び東部新都心を含む灘文化軸の都心南北の三軸と、東西の神戸都市軸を基本として都心機能の強化を図る。

また、民間事業者による都市再生事業の誘導・支援や都市景観の形成などにより、神戸の特色である恵まれた自然と海・坂・山という変化に富んだ神戸らしい眺望景観を活かした都心にふさわしい魅力と元気のあふれる環境にやさしい美しい都心づくりを推進する。

西部および東部副都心では、ターミナル機能や、商業・業務機能などの充実・強化を図り、それぞれの地域特性を活かした交流拠点の形成を推進する。

浜手市街地においては、地域特性を活かしながら、住・商・工の調和のとれた土地利用の更新により、市街地の活性化を促進する。

山麓市街地では、地形等に配慮しながら、住環境の整備や土地利用の更新を促進する。

産業構造等の変化により大規模な遊休地の活用が課題となっている地域では、計画的な土地利用転換により、良好な都市環境の形成や都市機能の更新を誘導する。なお、準工業地域における大規模集客施設の立地に対しては、特別用途地区の活用により適正な立地誘導を図る。

密集市街地等火災や地震に脆弱な地域では、オープンスペースの確保や建築物の不燃化・耐震化などにより、快適でうるおいのある都市環境を形成するとともに、防災機能の高い都市構造の誘導に努める。

国道43号沿道においては、騒音に強い沿道環境に配慮した街並み形成を図る。

以上のことに加え、成熟社会において生活の質をより一層向上させるため、自動車交通に頼らなくてもよい身近な場所に生活関連機能を集積し、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインをすみずみまでに配慮した都市施設を配置するとともに、優れた都市景観や緑あふれる都市環境を形成する都市の再開発を進める。

これら地域のまちづくりの課題を改善し解決していくために、地域の課題について地域住民と共有し、住民・事業者・行政が参画と協働によりまちづくりを進める。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善等の課題を抱えている既成市街地等を、それらの課題や整備目標を同じくする一団のまとまりのある市街地ごとに捉え、計画的な再開発が必要な市街地として、それぞれの地域特性に応じた整備を進める。

このうち、古い木造住宅の密集、駅周辺の低・未利用地の発生、道路等の基盤施設の未整備などのまちづくりの課題がある地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の再整備を図る。

なお、計画的な再開発が必要な市街地は、別表のとおりである。

4 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備

計画的な再開発が必要な市街地の中でも、重点的に市街地の整備を促進すべき地区として、市街地開発事業に着手し、又は今後おおむね5年以内に着手を予定している地区及び民間開発事業を誘導しようとする地区などを「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区」とし、市街地の整備の推進を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区は、別表のとおりである。
別表

計画的な再開発が必要な市街地	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区
東灘浜手市街地 約730ha	深江 約170 ha
	青木南 約23ha
	魚崎郷 約31ha
	住吉呉田 約32ha
	阪神御影駅北 約3.8ha
東灘山手市街地 約400ha	岡本 約11ha
	東灘山手 約82ha
東部浜手市街地 約390ha	新在家南 約27ha
	大石南 約11ha
	灘西部 約112ha
東部山麓市街地 約490ha	摩耶・福住 約47ha
都心市街地 約1,230ha	東部新都心 約79ha
	東部新都心北 約43ha
	吾妻 約34ha
	三宮周辺 約93ha
	北野町山本通 約32ha
	栄町通 約9.2ha
	南京町 約2.7ha
	トアロード 約4.8ha
	ハーバーランド 約19ha
	神戸駅・大倉山 約62ha
	ポートアイランド東 約27ha
	ポートアイランド中央 約68ha
	ポートアイランド西 約76ha
	ポートアイランド南 約203ha
西部浜手市街地 約1,140ha	西出・東出・東川崎 約23ha
	中央卸売市場 約18ha
	新開地周辺 約28ha
	浜山 約31ha
	真野 約39ha
	尻池北部 約25ha

	長田東部 約18ha
	長田南部 約83ha
	大道南 約7.6ha
	新長田駅南 約34ha
	新長田駅北 約72ha
	板宿南 約5.6ha
	鷹取駅東 約9.1ha
	野田北部 約6.4ha
	鷹取駅北 約19ha
西部山麓市街地 約790ha	兵庫山麓 約117ha
	会下山 約23ha
	大道北 約15ha
須磨市街地 約420ha	須磨駅前 約11ha
垂水市街地 約1,180ha	東垂水 約97ha
	垂水駅前 約9.4ha
	明舞 約1.3ha
鈴蘭台市街地 約220ha	鈴蘭台駅前 約3.2ha

別記 4

神戸国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の決定素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設計画都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る方針等を示すものである。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じ人口が急激に増大した区域である。既成市街地は、山麓部住居地帯、中間部の住・商・工複合地帯、臨海部の住・工共存地帯の3層で構成され、新市街地は、海上都市と内陸住宅市街地に分類される。

既成市街地では、山麓部住居地帯のうち北側は低層住宅を主体とした良好な住環境の住宅市街地を、南側は低層住宅と中高層住宅の調和した住宅市街地としての整備を図る。中間部の住・商・工複合地帯では、住環境の整備と老朽木造住宅の更新を進めながら土地の高度利用を図りつつ、住・商・工それぞれの機能が調和した中高層住宅市街地の形成を図る。臨海部において工場跡地等の土地利用転換が生じる場合は、周辺環境に留意した住宅市街地の整備を図る。

新市街地においては、海上都市では中高層住宅を主体とした魅力ある都市型住宅市街地の形成を図り、西神、北神、須磨内陸及び垂水内陸の住宅市街地では、比較的低密度で周辺の環境と調和した市街地の形成を計画的に進める。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

既成市街地については、都市の魅力を発揮できるように多様なニーズに対応した良質な住宅の供給と、地区計画・建築協定等の活用により、良好な住環境の確保を図る。また、低利用地・未利用地を有効活用するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業の活用などにより土地利用転換を促進し、住環境の整備・改善、住宅の供給、公共施設の整備を一体的に進めることで、中・高密度な住宅市街地の形成を図る。

西神、北神、須磨内陸及び垂水内陸の新市街地については、引き続き、地区計画等を活用しながら計画的

に住宅の供給を行い、近郊緑地の保全や農業の振興等、周辺自然環境との調和にも配慮したまちづくりを進めることにより、良好な住環境の確保を図る。また、住民の高齢化、施設の老朽化が進展しつつある郊外住宅団地においては、住宅の建替えや住み替え施策等の実施による団地再生の取り組みを促進し、周辺環境を考慮した適正密度の良好な住宅市街地の形成を図る。

4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域とする。

なお、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区は、別表のとおりである。

別表

	重点地区	面積 (ha)
1	灘西部地区	約159
2	宮本・吾妻地区	約 99
3	三宮東地区	約 1.1
4	西出・東出・東川崎地区	約 23
5	兵庫山麓周辺地域	約117
6	浜山地区	約 25
7	真野地区	約 39
8	尻池北部地区	約 25
9	長田東部地区	約 19
10	長田南部地区	約278
11	東垂水地区	約 97
12	垂水駅前地区	約 2.5
13	多井畑西地区	約 72
14	学園南地区	約108
15	西神住宅第2団地	約415

別記5

神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律第3条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設計画都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきたが、阪神・淡路大震災では、都市機能を集中させてきた中心市街地が被災し、本区域全体が機能不全に陥り、大規模な自然災害の前で都市は脆弱な一面を持つことが認識された。

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大してきたが、既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域が多く存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、防災上の課題のある地域については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業や耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害弱者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沉着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼のもとに、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を、防災再開発促進地区に位置づける。

また、特に火災の危険性の高い市街地として指定されている重点密集市街地についても、防災再開発促進地区に位置づける。

この防災再開発促進地区の指定により、古い木造住宅等の建物更新にあわせた不燃化を促進するとともに、道路・公園・広場等の公共施設の整備及び建築物の耐震性向上の推進を図り、密集市街地の住環境の改善を図る。

なお、防災再開発促進地区は、別表のとおりである。

4 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区において、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を防災公共施設として位置づける。

別表

	防災再開発促進地区	面積 (ha)
1	灘西部	約159
2	吾妻	約 34
3	西出・東出・東川崎	約 23
4	兵庫山麓	約117
5	浜山	約 25
6	真野	約 39
7	尻池北部	約 25
8	長田東部	約 19
9	長田南部	約 81
10	東垂水	約 97

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町魚橋字生石西702番、703番の一部、704番、705番1、705番2、708番の一部
同 市阿弥陀町魚橋字山西700番3の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市土山東の町13番6号
シティハウス株式会社 代表取締役 土井将樹
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年12月12日
兵庫県指令東播(建)第1-20号(19高砂)
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町新島6番2、6番3、6番4、7番2、7番3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市大明石町2丁目8番2号
株式会社明神 代表取締役 田口政男
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年8月26日
兵庫県指令東播(建)第1-2-2号(20播磨)
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市緑ヶ丘二丁目2155番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
相生市若狭野町入野1814番地の2
高田哲藏
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年6月25日
兵庫県指令西播(建)第1-19-2号(19相生)

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年10月24日

淡路県民局長 長棟健二

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ジョーシン南あわじ店
所在地 南あわじ市広田広田117-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
代表者の氏名 土井栄次
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
代表者の氏名 土井栄次
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年6月4日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,930平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
140台
 - (2) 駐輪場の収容台数
96台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成20年10月3日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年10月24日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年2月24日
 - (2) 提出先
淡路県民局県土整備部まちづくり課
〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年10月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 やしろショッピングパーク  
所在地 加東市社1126番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 やしろ商業開発株式会社  
代表者の氏名 恒田 満  
住所 加東市社1126番地の1

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称                  | 代表者の氏名        | 住所                        |
|---------------------|---------------|---------------------------|
| ジャスコ株式会社<br>有限会社カヤマ | 岡田元也<br>岩崎大治郎 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5-1<br>加東市社768 |
| 株式会社藤井デンキ<br>外30者   | 藤井敏光          | 加東市社1738-56               |

## イ 変更後

| 名称                     | 代表者の氏名        | 住所                        |
|------------------------|---------------|---------------------------|
| イオンリテール株式会社<br>有限会社カヤマ | 村井正平<br>岩崎大治郎 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5-1<br>加東市社763 |
| 株式会社大阪屋<br>外22者        | 垣内健吾          | 西脇市西脇134番地                |

## 4 変更年月日

平成20年8月21日

## 5 届出年月日

平成20年9月24日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年10月24日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成20年2月24日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 企 業 庁 公 告

浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザルの実施  
県営水道における浄水場の運転管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。  
平成20年10月24日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 辻井 博

## 1 内容

## (1) 業務名

浄水場運転管理業務委託（業務1）

浄水場運転管理業務委託（業務2）

## (2) 委託業務履行の場所

## ア 浄水場運転管理業務委託（業務1）

## (7) 浄水場運転管理業務

多田浄水場 川西市多田院字巖険6-3

三田浄水場 三田市西野上字上通り152

指定する管路

## (4) 水質検査業務

指定する受水市町各供給点

## (7) 水質検査用検体採水及び運搬

指定する箇所の水質定期検査用検体の採水及び水質管理センターへの検体運搬

## イ 浄水場運転管理業務委託（業務2）

## (7) 浄水場運転管理業務

神出浄水場 神戸市西区神出町田井字長原3 - 1

船津浄水場 姫路市船津町字平田4552 - 1

神谷ダム、指定する管路

## (f) 水質検査業務

指定する受水市町各供給点

## (g) 水質検査用検体採水及び運搬

指定する箇所の水質定期検査用検体の採水及び水質管理センターへの検体運搬

## (3) 委託期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

## (4) 担当部局

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁管理局水道課（兵庫県庁西館5階）

電話（078）341 - 7711 内線 5444

## 2 参加資格

本件プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当し、契約担当者により参加資格を有すると認められた者とする。

なお、共同企業体の参加は認めない。

## (1) 兵庫県の物品関係入札参加資格者名簿に登載されていること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

## (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して参加を認めることができるものとする。）

(5) 平成10年4月1日以降に、国内において1浄水場あたり5万<sup>m</sup><sup>3</sup>/日以上で、かつ上水の急速ろ過方式での浄水場運転管理業務の元請実績を有すること。

## (6) 審査結果の公表までの間に、契約担当者から参加資格の取り消しを受けていないこと。

## 3 参加手続き

## (1) 説明書の配布

プロポーザルの参加手続き及び提案の方法等について、下記により配布する。

## ア 日時

平成20年10月24日（金）から同年11月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 場所

1(4)に同じ

## (2) 参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加しようとする業務毎に、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認資料を提出しなければならない。

## ア 期間

平成20年10月31日（金）から同年11月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 場所

1(4)に同じ

## ウ 方法

持参又は書留郵便（平成20年11月14日（金）午後4時必着）

様式等は、説明書による。



## (3) 現場説明会

プロポーザルに参加する資格があると認められた者を対象に、次に定めるところにより実施する。

## ア 場所及び日時

多田浄水場 平成20年11月19日（水）10時開始

三田浄水場 平成20年11月19日（水）15時開始

神出浄水場 平成20年11月20日（木）10時開始

船津浄水場 平成20年11月20日（木）15時開始

## イ その他

現場説明会に参加しない者は、プロポーザルに参加できない。

## (4) 質問及び回答

## ア 資格

質問は、現場説明会に参加した者に限り行うことができる。

## イ 期間

平成20年11月19日（水）から同月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 方法

書面により1(4)の担当部局に持参又は書留郵便（平成20年11月25日（火）午後4時必着）

## エ 回答

平成20年12月1日（月）から同月5日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の期間、1(4)の担当部局において、書面により閲覧に供する。

## (5) 提案書等の受付

## ア 期間

平成20年12月4日（木）から同月10日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 方法

1(4)の担当部局に持参又は書留郵便（平成20年12月10日（水）午後4時必着）

## 4 審査方法

提出されたプロポーザルについて、審査会において業務毎に、書面審査及びヒアリングにより総合的な評価を行い、最高の評価を得た者を最優秀提案者とする。

## 5 その他

- (1) 最優秀提案者と委託契約に関する協議を行い、合意した場合に1の業務委託契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者とされた者が、委託契約に関する協議を辞退した場合、1の(1)に示す全ての業務について契約締結の権利を放棄したものとみなす。
- (3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、評価得点が次に高い順位の提案者と交渉を行うことがある。
- (4) 平成21年度の当該業務に係る予算が成立しない場合には、本委託に係る契約を締結しないものとする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (6) 詳細は説明書による。